

令和7事業年度業務実績評価書 (主務大臣評価(案))説明資料

令和 7 年度業務実績評価（案）

項目		自己評価	大臣評価（案）	評価書頁
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項				
I	年金積立金の管理及び運用業務	A	S	P6～9
I－1	年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	A	A	P10-16
I－2	基本的な運用手法及び運用目標 【重要度 高】 [重点化項目]	A	A	P17-28
I－3	運用の多様化・高度化	A	S	P29-40
I－4	運用受託機関等の選定、評価及び管理 【重要度 高】 [重点化項目]	A	S	P41-47
I－5	リスク管理 【重要度 高】 [重点化項目]	S	S	P48-62
I－6	スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S Gを考慮した投資	A	A	P63-72
I－7	法人の業務運営を支える人材の確保・育成・定着等	A	A	P73-79
I－8	業務のデジタル化の推進等	S	S	P80-86
I－9	情報発信・広報及び透明性の確保 【重要度 高】 [重点化項目]	A	A	P87-95
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項				
Ⅱ－1	効率的な業務運営体制の確立	A	A	P96-105
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項				
Ⅲ－1	財務内容の改善に関する事項	B	B	P106-108
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項				
Ⅳ－1	その他業務運営に関する重要事項	B	B	P109-124
総合評価		－	A	2

評価項目	評価（案）
I - 1 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 評価案：A	＜評価に至った理由＞ 中期目標においては、 ・ 関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として、中期目標が定める年金積立金の運用の基本的な考え方を踏まえて、適切な管理及び運用を行うこと ・ 市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に資金の投入及び回収に当たって特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないように十分留意すること ・ 企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権行使等について適切な対応を行うこと ・ 株式運用において個別銘柄の選択を行わないこと 等としている。 これらに対し、法人においては、制度上の枠組みを前提として、中期目標が定める年金積立金運用の基本的考え方を踏まえて、市場への影響に対する配慮に十分に留意しつつ、年金積立金の適切な管理及び運用を行っている。 <u>具体的には、以下の年金積立金の管理運用を強化する各般の取組を通じ、マクロ経済動向を踏まえた幅広い分析、迅速な投資判断及び機動的な執行を可能とする運用体制が定着し、市場急変時に的確に対応した。</u> ・ 投資委員会において、市場動向等を幅広く分析し、迅速に対処方針を決定 ・ 市場への影響を抑制しつつリバランスを効率的に行う専門チームが、市場影響やコスト等も考慮しながら、執行方法を運用機関ときめ細かく調整【I - 5 参照】 ・ インハウスファンドにおいて流動性の高い債券先物及び株価指数先物を活用 ・ 資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないか事後検証 ・ 運用受託機関の入れ替えに伴う、資金回収・再配分の際も、現物移管の活用や分散執行を行う工夫を実施 また、ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価を日次で把握し、基本ポートフォリオからの乖離リスクについて参照値に基づく管理を行うなど、リスクを適正に制御している。 （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 1 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 評価案：A	このような、安定的なポートフォリオの構築、リスク管理の精緻化に資する取組の進展によって、<u>超過収益の獲得を目的としたアクティブ運用の取組も着実に推進</u>できるようになり、<u>（超過）収益獲得の源泉の多様化</u>につながっている。【I - 3、I - 4 及び I - 5 参照】 さらに、年金事業の運営の安定及び効率的な運用の両立を図る観点から、<u>年金特別会計への寄託金償還等への対応として、引き続き厚生労働省と連携の上、売却による収益への影響、市場へのインパクト等を検討して適切な資産を選定し、時機を見つつ売却する対応を行った。</u>これによって、<u>年金財政において必要な流動性を確保しつつ、寄託金償還等が運用に与える影響を最小限にとどめている。</u> 巨額な年金積立金を運用する法人において、市場変動が高い局面があった中でも、<u>市場影響やコスト等を勘案しつつ、流動性の確保、機動的なリバランス、リスクの管理・抑制、（超過）収益の獲得に向けた取組をバランス良く実行するとともに、それらを支える基盤整備を着実に進めたことは、運用資産額が増加する中でポートフォリオのリスク削減とリスク管理の強化に資するものであり、中期目標が定める年金積立金の管理運用を強化し、運用目標の達成に貢献するものであることから、高く評価できる。</u> 本項目が年金積立金の管理及び運用の全ての項目の基礎となることも踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として適切な運用及び組織運営に努め、中期目標に沿って、年金積立金の管理及び運用に関して遵守すべき事項を徹底しつつ、運用目標の達成に向けて取り組むことが望まれる。

評価項目	評価（案）
I - 2 基本的な運用手法及び運用目標 【重要度 高】 評価案：A	＜評価に至った理由＞ 中期目標においては、 - 年金積立金の運用について、長期的に実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。以下同じ。）1.9%を最低限のリスクで確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定め、これに基づき管理を行うこと - 中期目標期間において、資産全体の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの割合で加重平均して算出したものをいう。以下同じ。）を確保すること - 各年度においては、資産全体の複合ベンチマーク収益率及び各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めること としている。 これらの事項は、年金事業の運営の安定及び効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。また、ベンチマーク収益率と法人の運用収益率の比較による法人の運用実績の評価に当たって、運用資産の規模に鑑み、資産配分を必ずしも機動的に調整できない等の要因があることを考慮するとしている。 これに対し、法人においては、 - 基本ポートフォリオとの乖離状況を日次把握し、乖離許容幅の範囲内に収まるように<u>適時リバランスを実施【I－5 参照】</u> - 為替リスクや金利リスク等について、各資産ベースに加え、<u>複数の資産をまたがってポートフォリオ全体でリスクマネジメントを実施【I－5 参照】</u> - より機動的にリバランスが行えるよう、<u>パフォーマンス評価や運用リスク管理の方法を精緻化【I－5 参照】</u> - 円滑な資金配分・回収に資するよう、<u>定量分析の体制を強化し、多面的な分析を実施</u> 等、ポートフォリオの最適化及びリスク管理の強化に努め、基本ポートフォリオに基づく運用を着実かつ精緻に実施することを実現した。これにより、市場変動等により生じる意図しないリスクの削減と収益確保の両立を引き続き図っている。 加えて、市場混乱時や緊急時においても年金給付等に必要な流動性を確保するため、新たに債券貸付運用スキームを活用した資金調達体制を構築するなど、流動性管理機能の強化を図った。 （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 2 基本的な運用手法及び運用目標 【重要度 高】 評価案：A	こうした取組の結果、資産全体で、収益率+16.47%、収益額約41.4兆円（累計収益額約196.9兆円）の収益を達成した。 年金積立金全体の効率的な運用の観点から重要である<u>資産全体（複合ベンチマーク）での超過収益率については、</u> ・ <u>-0.18%（うち伝統的資産-0.02%、オルタナティブ資産-0.15%）となり、</u> ・ <u>各資産別の超過収益率においては、4資産中2資産でプラスの超過収益率を確保した（国内債券+0.26%、外国債券+0.17%）。</u> 伝統的資産においては4資産中2資産でプラスの超過収益を確保する一方で、オルタナティブ資産については、その資産特性から内外株式の大幅な上昇に追従できなかったことから超過収益がマイナスとなり、その結果、資産全体の超過収益率の主要因となった。しかし、<u>オルタナティブ資産の収益率は安定的に推移し、令和7年度において10.0%の収益率、運用開始以来の内部収益率は10.8%と、期待する収益率を概ね確保している。</u> 巨額資産の運用のため効率的なリバランス等の措置が困難である中、また、主要国における様々な情勢の変化等に伴うボラティリティの高い（値動きが激しい）市場環境が続いた中でも、<u>流動性制約も踏まえながら機動的なリバランスを適時適切に実施し基本ポートフォリオのリターン再現に努め、精緻な運用リスク分析等の下で資産全体のリスク量を適切に制御し【I—5参照】、更に運用機関への配分・回収を適時適切に実施する【I—4参照】等の取組によって、資産全体でプラスの収益を確保したとともに、4資産中2資産での超過収益率の確保を達成したことは、高く評価できる。</u> また、<u>市場運用を開始した2001（平成13）年度から2025（令和7）年度までの25年間の平均での実質的な運用利回りは4.33%となった。</u>これは長期的な運用目標である実質的な運用利回り（1.9%）を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えていることから、同様に高く評価できる。 さらに、伝統的資産において、<u>アクティブポートフォリオ内の分散効果を高め超過収益の底上げが期待できる新規アクティブファンドを選定する取組【I—3参照】や、オルタナティブ資産における分析体制・インフラの強化等により、超過収益獲得の確度を高める取組【I—3参照】を着実に進めたことは、長期的な収益確保に資するものと評価できる。</u> （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 2 基本的な運用手法及び運用目標 【重要度 高】 評価案：A	年金積立金の運用収益は、年金財政に照らして長期的な観点から評価するものであり、単年度で評価すべきものではなく、また、出生率などの人口動態や実質賃金上昇率などの経済要因も考慮する必要があるが、<u>令和7年度の運用収益は41兆円を超える過去2番目に多い高水準であり、年金財政の安定・改善に大きく貢献するものである。</u> また、<u>中期目標において重要度が高いとしている目標であることや、市場環境の変化に対応しつつ、リスクを適切に制御し、4資産中2資産での超過収益率を確保したこと。</u>さらに、<u>超過収益獲得の確度を高める取組を着実に進めたこと</u>を踏まえ、法人の基本ポートフォリオに基づく管理及び運用の状況並びに運用収益確保の状況については、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに基づく管理及び運用等を適切に行うとともに、基本ポートフォリオ策定時に想定した運用環境が大きく変化する可能性がないか等について毎年度適時適切に検証を行うことが望まれる。 また、ユニバーサル・オーナーとして収集した膨大な取引データ等を有効活用できる情報処理プラットフォームの構築等、中長期的な観点から、データマネジメントの充実を図りつつ、年金積立金の管理運用の精緻化及び効率化に資するための体制整備等に引き続き適切に取り組んでいくことが望まれる。

評価項目	評価（案）
I - 3 運用の多様化・高度化 評価案：S	＜評価に至った理由＞ 中期目標においては、運用手法について、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用し、その上でアクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと、新たな運用手法及び運用対象の導入に当たっては経営委員会において幅広く検討を行うこと、オルタナティブ投資についてはリスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的に行いつつ着実に取組を進めること等としている。 法人の運用の基本となっている<u>パッシブ運用</u>においては、 ・ <u>「インデックス・ポスティング」</u>（様々なインデックスの情報収集を効率的に行い、運用の高度化につなげることを目的として、インデックスに関する情報を常時受け付ける仕組み）を通じて、<u>指数に関する情報収集・分析を継続的に実施している。</u> また、<u>アクティブ運用</u>においては、 ・ <u>金融工学に基づいた定量的分析を行うコンサルタントを活用し、運用スタイルの分散を図りながら、超過収益獲得能力が高いと評価した、外国株式アクティブ16ファンド、国内株式アクティブ9ファンドを追加選定【I - 4 参照】した。</u> ・ <u>併せて、複数のパッシブファンドを組み入れ、アクティブファンド群から生じるスタイルリスクや地域別ウェイトを補正した。</u> ・ <u>国内債券についても3ファンドの追加選定を実施した。</u> <u>こうした適時適切なファンドの入れ替えを継続的に実施【I - 4 参照】しており、4 資産中2 資産（国内債券、外国債券）で超過収益を獲得した。</u> 資産全体の運用の多様化・高度化については、 ・ <u>インハウス運用において、国債入札への直接参加の開始</u> ・ <u>また、インハウス運用において、新たに為替フォワード及び外国債券先物取引を開始し、伝統的 4 資産間において先物を併用した機動的なリバランスを実施する体制を整備するとともに、</u> ・ <u>統合運用管理基盤システム（インハウス運用による注文・約定照合・約定指示を行うシステム）の活用に伴う事務フローの見直しを行い、バック部門のオペレーションを一層効率化した。さらに、</u> （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 3 運用の多様化・高度化 評価案：S	- 新たに、先物取引先の選定においてブローカー・エントリー制を導入するとともに、個別取引における取引先選択ルールを策定して、運用プロセスの透明性及び公平性を高めた。 このように、インハウス運用の機能強化とオペレーションを効率化、さらに、運用プロセスの透明性・公平性の向上に取り組み、基本ポートフォリオに即した運用を安定的に継続させた。 オルタナティブ投資については、今後の長期的な投資収益確保の観点から、 <u>L P S（投資事業有限責任組合／リミテッドパートナーシップ）手法（※１）により、新たにインフラストラクチャー分野で２案件、プライベート・エクイティ分野で２案件、不動産分野で４案件の投資契約を締結したほか、</u> - 既存分野での投資も進展したこと 等により資産額が着実に増加しており、<u>2025（令和７）年度末のオルタナティブ資産の時価総額は５兆２,067億円（前年度末対比で約１兆１90億円の増加）、年金積立金全体に占める割合は１.74％（2024（令和６）年度末は１.63％）と上昇しており、投資開始以来の内部収益率（IRR）はオルタナティブ資産全体で＋10.8％となった。</u> 令和８年３月末時点でのオルタナティブ資産のコミットメント額総額は７兆８,536億円（昨年度７兆３,638億円） ●国内外の内訳（コミットメント） ・国内資産（円建て）は８,100億円（昨年度６,850億円） ・海外資産（米ドル建て）は６兆５,303億円（昨年度６兆３,073億円） ・海外資産（ユーロ建て）は５,132億円（昨年度３,715億円） ●投資先の種別（時価総額） ・インフラストラクチャーは２兆４,643億円（昨年度２兆６53億円） ・不動産は１兆６,523億円（昨年度１兆２,567億円） ・プライベート・エクイティは１兆９01億円（昨年度８,657億円） （※１）L P Sは、2017（平成29）年９月に運用対象となる有価証券として追加。投資スキームをシンプルにすることで、投資先の情報をより速やかに把握できるとともに、リスク管理の強化を図りつつリターン向上が期待できることから、海外の年金基金等でもオルタナティブ投資を行う場合に活用されている。2022（令和４）年度から投資開始。 （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 3 運用の多様化・高度化 評価案：S	また、新たに、匿名組合を通じた投資を可能とするための業務方法書の改正を行い、投資機会へのアクセスを拡大し、超過収益源の多様化を図る取り組みを進めている。 オルタナティブ投資は伝統的資産と異なり、資産固有の要素を考慮する必要がある。個別性の高いオルタナティブ投資を進めるに当たり、法人は運用リスク管理の体制整備を実施しており、これまでの取り組み（※2）に加えて、新たに、 ・ <u>オルタナティブ資産および伝統的資産のデータ分析に専門性を有する人員からなる「オルタナティブ投資のデータ分析専門チーム」を編成し、定量的分析に必要なデータ整備を進めている。</u> （※2）以下、これまでの運用リスク管理体制の取り組みを引き続き継続実施している。 ・ インフラストラクチャー、不動産の資産特性を踏まえた内部管理方法として、他の資産と区別したポートフォリオを管理（基本ポートフォリオに即した管理運用を行う観点から、インフラストラクチャーと不動産の各ファンドは、円通貨で運用されるファンドの場合は国内債券50%・国内株式50%、外国通貨で運用されるファンドの場合は外国債券50%・外国株式50%で運用されるものとして管理。なお、プライベート・エクイティは、国内株式または外国株式100%として伝統的資産と合わせて管理）【I - 5 参照】 ・ L P Sについて、運用受託機関等の選定及び年間の運用状況・活動状況に係る総合評価・モニタリングの実施を継続 また、超過収益獲得の確度を高めるため、 ・ 2023（令和5）年度に開発した、S B D A（Spread Based Direct Alpha。オルタナティブ資産と伝統的資産の運用パフォーマンスをより正確に比較することが可能な計測法として、より適切にオルタナティブ投資の上場市場に対する超過収益を測定）によりパフォーマンス分析が高度化し、超過収益の安定的確保を見込める新規案件の選定とともにファンドのモニタリング等に活用したほか、<u>超過収益の算出については、S B D Aの算出を上場、非上場資産のベンチマークに対して多面的に行い、また、超過リターンの源泉を確認すべく要因分析を行う等、リスク管理の精緻化・投資パフォーマンス分析手法の高度化を実施</u> ・ 各ファンドの運用パフォーマンスデータ等の詳細かつ大量のデータを定期的かつ効率的に取得・保管・分析するため、<u>オルタナティブ資産のデータベース構築に向けた取組が進展</u> 等、オルタナティブ資産の投資パフォーマンス分析手法の高度化・精緻化をより一層推進した。 （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 3 運用の多様化・高度化 評価案：S	さらに、<u>個別性の高いオルタナティブ投資に対応する法務機能も引き続き強化し、新規案件の契約等に際し適切な支援がなされている。</u> また、<u>ファンドに関する情報収集や運用受託機関との対話を通じて、公正価値評価導入や運用状況の開示方法について情報、意見の交換を実施し、法人の投資において重視している透明性の確保や超過収益獲得の再現性の確度を高める上で必要な投資環境の整備に取り組んだ。</u> 以上の通り、新たに、<u>伝統的資産4資産間において先物を併用した機動的なリバランスを開始したこと、国債入札への直接応札を開始したことなどにより、運用資産が増大する中でも市場への影響を抑制しつつ基本ポートフォリオに即した運用を安定的に継続する体制を構築した。</u>この取組は、法律及び中期目標が定める市場への影響に十分に配慮した運用の下で、資産全体でのベンチマーク収益率の確保等運用目標の達成に寄与する大変重要な取組である。こうした新たな取り組みの結果、法人の自己評価【I－5参照】にもあるとおり、米国の相互関税導入や中東情勢の不安定化を背景として市場変動が拡大する中であっても、運用リスクを引き続き適切に制御する結果に現れており、非常に高く評価できる。 加えて、従来のオルタナティブ業界では各ファンドの選定・評価は定性評価が中心である中で、法人では定性評価に加えて、新たに<u>オルタナティブ資産の定量的評価を行うためのデータ分析に専門性を有するデータ分析チームを編成したほか、データ収集業務を支援するサービス・プロバイダーの選定といった法人独自のデータベース構築に向けた取組を進めるなど、超過収益獲得の確度を高める体制整備を行っている。</u> オルタナティブ投資において超過収益を獲得するため、優れたファンドの選定力の強化・リスク管理の高度化を推進しようとするこうした取組は、<u>中期目標が定める、運用の効率性を向上しつつ、超過収益を獲得する取組を着実に進めることに寄与する重要な取組</u>として、非常に高く評価できる。 令和7年度に講じた法人における運用の多様化・高度化の取組は、運用収益の源泉の多様化を通じて長期的な収益の向上に資するものであり、加えて、新たに優れた取組も実施していることを踏まえ、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。 （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 3 運用の多様化・高度化 評価案：S	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、運用の多様化・高度化に取り組むことが望まれる。 なお、流動性が低い等の固有の考慮要素があるオルタナティブ投資の推進に当たっては、ポートフォリオ全体に占める割合が増加するにつれて資産全体のリスクに与える影響も増大していることを踏まえ、リスク管理に引き続き留意するとともに、運用の効率性を向上しつつ超過収益を獲得する観点から着実に取り組まれない。

評価項目	評価（案）
I - 4 運用受託機関等の選定、評価及び管理 【重要度 高】 評価案：S	＜評価に至った理由＞ 中期目標においては、運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること、定期的に運用受託機関等の評価を行い資金配分の見直し等適切な措置をとること、運用受託機関等の選定に当たっては過去の運用実績等だけではなく投資対象の選定の考え方やリスク管理の手法等も含めて総合的に評価することとしている。 この事項は、効率的な運用実施の主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。 これに対し、法人においては、引き続き運用受託機関等との間で綿密なコミュニケーションを行うとともに、<u>リスク管理ツール及びR P A（Robotic Process Automation；情報の自動処理）等も活用してファンドの状況等のモニタリングを日々効率的・効果的に行うことにより、法人のリバランス等の判断に基づき運用受託機関への資金配分・回収を迅速かつ機動的に実施できる体制を継続した。</u> また、<u>超過収益獲得の再現性に必要な運用体制の構築を目指す取組として</u> ・ <u>地域別に構築した4地域の株式アクティブポートフォリオについて、構築・調整を行うための運用プロセスを新たに確立した。</u> ・ <u>当該運用プロセスにおいて、各アクティブポートフォリオを構成する個別ファンドの超過収益の要因（市場ベータ・スタイル・業種選択・銘柄選択等）を分解した上で分析し、期待された超過収益が継続的に創出されているかについて経時的なモニタリングを実施</u> ・ <u>併せて、最新のデータサイエンスに基づいた定量的分析を行うコンサルタントを活用し、超過収益獲得能力が高いと評価した、外国株式アクティブ16ファンド、国内株式アクティブ9ファンド、国内債券アクティブ3ファンドを新たに選定【I - 3 参照】</u> マネジャー・ストラクチャーと、それを支える運用基盤を強化するため、 ・ <u>外債地域別パッシブファンドを追加選定し、リバランス頻度の増加に伴う特定運用機関への負荷集中を軽減</u> ・ <u>外貨資産のリバランスを円滑に実施するため、伝統的資産用の外貨短期資産ファンドを新設</u> ・ <u>運用受託機関間の資産移管に係る業務を見直したことにより、国内株式、外国債券及び外国株式の7トランジション・マネジメントファンドを解約した。</u> （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 4 運用受託機関等の選定、評価及び管理 【重要度 高】 評価案：S	安定的かつ機動的なポートフォリオを実現するため、 ・ 年次の総合評価を踏まえ、評価が一定水準に満たないアクティブファンドに対し改善を求める等適切な対応を実施するとともに、ポートフォリオ管理上の理由等から<u>国内債券、国内株式及び外国株式の3アクティブファンドの解約を決定するとともに、運用能力に懸念が生じた国内株式アクティブ1ファンドを解約</u> ・ <u>L P S投資で新たな契約を8件締結する等ファンドを着実に選定【I - 3参照】した。</u> 以上のファンドの見直し・選定に加えて、 ・ <u>新たにE S G指数投資をリバランスの対象として最適化を実施。</u> ・ <u>サステナビリティ投資方針を踏まえた上で、E S G指数・E S Gファンドの募集・選定手続を開始した。</u> さらに、法人内の体制強化や、効率的な運用体制の実現を図るため、 ・ 運用受託機関に対しては、定期的に運用実績やリスクの状況の報告を求めるとともに、ファンドモニタリングの向上のため、パフォーマンスの懸念等があるファンドに対してはミーティングの頻度をより高め、懸念がないファンドも市場環境やパフォーマンスの変動に応じて適宜ミーティングを実施 ・ 運用部門のミドル・バック業務を担う部署に、金融業界出身者を新たに採用・配置（計1名） ・ L P S投資において、令和7年度にマネジャー・エントリー制度を導入し、選定における選択肢が拡大 ・ 第4期中期目標期間を通じてマネジャー・ストラクチャーの強化に取り組んできたことに伴う、ファンドの大幅な増加に適切に対応するため、<u>各運用受託機関に関する情報を一元的に管理し、効率的な情報の整理・抽出を可能とするシステム構築</u> といった取組も行った。 これらの取組により、不安定な市場環境が続いた中で、新たな運用の高度化・組織体制の強化などを通じて安定的な収益率獲得に努めた結果、<u>4資産中2資産での超過収益率の確保（国内債券+0.26%、外国債券+0.17%）につながったと考えられる。</u> （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 4 運用受託機関等の選定、評価及び管理 【重要度 高】 評価案：S	以上の通り、令和7年度に新たに確立した株式アクティブポートフォリオの構築・調整を行うための運用プロセスについては、定量分析を活用した個別ファンドの超過収益の要因分析と、ポートフォリオ全体のリスク分散状況の分析の結果を踏まえ、既存ファンドの総合評価と並行して有望な新規ファンドの選定を行う画期的な取り組みである。 その結果として、令和7年度において外国株式アクティブ16ファンド、国内株式アクティブ9ファンドを新たに採用した。このように、ポートフォリオ全体での分散効果及び超過収益獲得の再現性の向上を図るためのプロセスを確立したことは重要な成果であって、非常に高く評価できる。 さらに、令和7年度から、国内株式及び外国株式のESG指数投資を新たにリバランスの対象とし、市場環境等を勘案しつつ投資額の最適化を図る取組を開始したこと、サステナビリティに関するリスクの低減と市場平均収益率の確保の両立が期待される新たなESG指数・ESGファンドの募集・選定手続を開始したことは、中期目標や法人のサステナビリティ投資方針が求める、「市場の持続可能性の向上」と「市場平均収益率の確保」の両立に寄与する重要な取組として、非常に高く評価できる。 以上のような運用受託機関等の選定・管理の強化及び資金配分の見直しに加え、更なる収益の源泉の多様化のための取組は、法人のポートフォリオの最適化、さらには将来にわたって運用資産全体の長期的なリターン向上等運用目標の達成に寄与する重要な取組として、非常に高く評価できる。 中期目標において重要度が高いとしている目標であることや様々な取組を実施していることも踏まえ、法人の運用受託機関等の選定、評価及び管理の取組については、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、運用受託機関等の選定・管理の強化等に取り組むことが望まれる。

評価項目	評価（案）
I - 5 リスク管理 【重要度 高】 評価案：S	＜評価に至った理由＞ 中期目標においては、分散投資による運用管理を行うこと、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと、適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能強化を図るとともに複合ベンチマーク収益率によるリスク管理を行うこと、運用リスク管理の高度化を図ることとともにミドル機能及びバック機能の充実を始めとしたリスク管理体制の一層の強化に取り組むこと、経営委員会は各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこと等としている。 この事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。 これに対し、法人においては、中期目標で求められた資産全体でのベンチマーク収益率の確保に対応した資産全体のリスク管理の強化や、主要国における金融政策の転換や政治情勢の変化等に伴うボラティリティが高い（値動きが激しい）市場環境に対応するきめ細やかなリスク管理として、以下の取組を引き続き行った。 ①資産全体のリスク管理（基本ポートフォリオとの乖離状況の把握・分析等） - 基本ポートフォリオとの乖離状況について、インハウスで実施した株価指数先物取引の情報、決定したリバランス情報も迅速に反映する等、引き続き適時適切に把握・分析を実施 - 日次でのリスク把握・分析に当たっては、リスク管理ツールを複数活用し（Aladdin及びBarra one）、複数のリスク計測に用いるデータ（ABOR（会計用データ）及びINAV（投資判断用NAV。運用資産額を把握するツール））、複数の観測期間や保有期間による資産全体のリスク管理指標（推定トラッキングエラー（※1）やVaRレシオ（※2）等）の計測・詳細分析を実施。分析に当たっては、資産配分効果の従来の要因分析に加え、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的かつ多角的な分析を実施 - オルタナティブ資産の年金積立金全体に占める割合の増加に伴い、リスク管理をより精緻に行う観点から、インフラストラクチャー及び不動産を為替調整した上で分離し、「伝統的資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオでのリスク管理を日次で実施【I-3参照】 - ストレステスト（大きな市場変動による収益への中長期的な影響を分析するもの）を実施 - 市場分析については、体制を強化の上多面的な分析を行い、資金配分・回収に活用 これらにより、投資行動のPDCAサイクルの精度を向上させる等、資産全体のリスク分析の高度化を通じて、基本ポートフォリオに即した管理運用の更なる精緻化に取り組んだ。 （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 5 リスク管理 【重要度 高】 評価案：S	（※1）目標とするベンチマーク収益率と運用ポートフォリオの収益率との差（超過収益率）の標準偏差で表すもの。分析ツール等を用いて構成される銘柄間の相互依存関係を統計的に推計して計算。 （※2）リスク量の基本ポートフォリオからの乖離度合いを示す指標。1に近いほど基本ポートフォリオと整合的なリスク分散状況となる。 <u>②各資産のリスク管理</u> - 各戦略やファンド別に細分化したリスク寄与度を計測・共有するとともに、深掘りした詳細分析を運用リスク委員会において実施 - 国内外E S G指数投資について、各指数への配分バランスを見直し、残高の最適化を実施【I - 6 参照】 をはじめ、さらに取組を強化 <u>③経営委員会による適切なモニタリング</u> 引き続き、経営委員会で、理事長に加え管理運用業務担当理事兼C I Oからも足元の詳細なリスク管理状況等を報告 <u>④リスク管理の強化のための体制整備</u> - リバランスのための専門チームが、市場影響やコスト等を勘案しつつ、執行方法を運用機関ときめ細かく調整の上、適時適切にリバランスを実施。資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないかの事後検証を実施【I - 1 参照】 - ミドル部署に加え、フロント部署でもビジネスインテリジェンスツール等を活用してリスクの把握・分析を実施し、法人全体でのリスクの把握・分析、機動的な対応力を向上 - オルタナティブ投資のリスク管理体制も強化【I - 3 参照】 さらに、 運用フロント部門におけるリスク管理強化として、新たに （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 5 リスク管理 【重要度 高】 評価案：S	・ <u>市場分析・マクロ経済分析を強化し、マクロ経済動向等を踏まえた幅広く多面的な分析を投資戦略の決定に活用</u> ・ <u>イールドカーブの形状変化等の影響を含めた精緻な分析に基づく運用を実施し、国内債券ポートフォリオの金利リスク体制を強化</u> ・ <u>オルタナティブ投資について、リスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含むモニタリング方法を整理し、モニタリング報告内容の改善によりオルタナティブ資産全体のリスク管理体制を強化した。</u> ミドル・バック部門におけるリスク管理強化として ・ <u>基本ポートフォリオからの乖離リスク（推定トラッキングエラー）について、リスク量の参照値を設定し、基本ポートフォリオのリスク管理に必要なフレームを構築</u> ・ <u>リスク分析ツールを応用し柔軟かつ迅速なシミュレーションを拡充するとともに、複数のリスクシナリオに基づくストレステストやシナリオ分析を実施し、投資戦略を高度化した。</u> また、 ・ <u>コンプライアンス室の設置やコンプライアンス・プログラムを策定するとともに、全社レベルのアセスメントに基づく監査体制を実現するなど、運用リスク以外のリスクに関する管理体制を多重的な牽制体制へ高度化した。</u> こうした取組により、資産額が拡大するとともに、為替や株式市場等の変動性が高まる局面があった中でも、運用リスクを引き続き適切に制御した。 ・ <u>推定トラッキングエラー：13bp～31bpと低位で推移（前年度は13bp～27bp）</u> ・ <u>V a R レシオ：0.98～1.02と低位で推移（前年度は0.98～1.01） 等</u> 以上のようなリスク管理の精緻化・高度化の取組は、<u>法律及び中期目標に定める年金積立金の安定的かつ最低限のリスクで効率的に運用する上で重要な取組であり、基本ポートフォリオに沿った機動的・効率的なリバランスの検討・実施等を可能とし、法人のポートフォリオの最適化、資産全体でのベンチマーク収益率の確保等運用目標の達成に寄与するものとして、非常に高く評価できる。</u> <u>中期目標において重要度が高いとしている目標であることや、新たな取組で対応を充実強化していることも踏まえ、法人のリスク管理の取組については、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。</u> （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 5 リスク管理 【重要度 高】 評価案：S	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、適切かつ効率的なリバランスの実施や運用の高度化・多様化に対応するリスク管理の検討とともに、地政学上のリスクをはじめとした多様なリスクが取引環境を含め金融市場等に与える影響についても適切に考慮するよう努める等、運用リスク管理の強化に取り組むことが望まれる。

評価項目	評価（案）
I - 6 スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S G等の非財務的要素を考慮した投資 評価案：A	＜評定に至った理由＞ スチュワードシップ責任を果たすための活動については、中期目標において、年金積立金の運用の目的の下で、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、当該活動を一層推進することとしている。また、E S Gを考慮した投資については、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等の年金積立金運用の基本的な方針に留意しつつ取組を進めること等としている。 これに対し、以下のとおり、法人のスチュワードシップ責任を果たす活動の推進に当たっては、これまでの活動を着実に継続しながら充実を図っている。 ・ <u>運用受託機関とのエンゲージメント</u> ・ <u>機関投資家のスチュワードシップ活動に関するT O P I X構成企業向けアンケート</u>（運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価等が目的）の実施 ・ 法人のスチュワードシップ活動状況等をまとめた「<u>スチュワードシップ活動報告</u>」を公表 ・ 「<u>経団連・G P I Fアセットオーナーラウンドテーブル</u>」を2025（令和7）年9月に開催 また、 ・ 日本版コーポレートガバナンス・コードの改訂を受け、<u>G P I Fのスチュワードシップ責任を果たすための方針及び運用受託機関向けのスチュワードシップ活動原則を改訂するとともに、複数の運用受託機関とコーポレートガバナンス改革に係る対話を個別に実施</u> ・ 「<u>優れた統合報告</u>」などの優れた開示シリーズの各報告書を一本化し、マテリアリティの観点から『<u>優れたサステナビリティ開示</u>』と『<u>改善度の高いサステナビリティ開示</u>』を公表 といった、スチュワードシップ活動を深化させるための新たな取組を実施した。 なお、T O P I X構成企業向けアンケートによれば、<u>法人のスチュワードシップ活動を評価する企業の割合は4分の3以上（77.2%。2024（令和6）年度の79.1%と同程度）</u>であり、法人のスチュワードシップ活動に対する企業からの評価は引き続き高いことがうかがえる。 （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I-6 スチュワードシップ 責任を果たすための 活動及びE S G等の 非財務的要素を考慮 した投資 評価案：A	E S G（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資については、2024（令和6）年度に策定した「サステナビリティ投資方針」等を踏まえ、 ・ 基本ポートフォリオに即した管理運用を将来的にも円滑に行っていく観点から、<u>令和7年度から新たに国内株式及び外国株式のE S G指数投資をリバランスの対象とし、市場環境等を勘案しつつ投資額の最適化を図った。</u> ・ 「サステナビリティに関するリスクの低減や市場の持続可能性の向上」と「市場平均収益率の確保」の両立が期待できる新しい国内及び外国株式E S G指数・E S Gファンドの募集・選定手続を開始した。 また、E S Gを考慮した投資に係る検証として、 <u>外部研究機関と協働して実施した「E S G指数に基づく株式パッシブ運用の効果検証」に関する報告書を公表する</u>など、E S Gを考慮した投資について検証・見直し・公表のサイクルを通じたP D C Aの定着を図っている。 こうした取り組みの結果、法人が採用したE S G指数は2025（令和7）年度末時点で<u>国内・海外合わせて計9指数</u>であり、それらに基づく運用資産額は同年度末時点で約12.4兆円となった。 加えて、「<u>2024年度サステナビリティ投資報告</u>」（※）（8度目）を公表し、2024（令和6）年度のE S Gに関する取組の紹介やポートフォリオのE S G評価等に加え、T C F D（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言を受けた分析において、<u>T N F D（自然関連財務情報開示タスクフォース）の提言に基づく優れた開示を行っている企業を紹介するほか、新たに、「サステナビリティ関連財務情報開示に関する分析」を実施する等、多面的な評価・検証を深めた。</u> ※「E S G活動報告」から「サステナビリティ投資報告」に名称を変更 さらに、インパクトを考慮した投資については、<u>インパクト投資や関連する概念、諸外国の年金基金における取組事例等に関する情報収集・基礎調査を実施し、インパクト投資の概念や、市場・業界団体の動向、諸外国の政策・規制等の動向を整理した。</u> （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 6 スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資 評価案：A	以上のようなスチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S G等の非財務的要素を考慮した投資の取組は、<u>投資先や市場の持続的成長を促すことを通じて長期的な収益の向上に資するものであり、今後を見据えた取組を実施していることや法人の活動に対する評価も踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。</u> ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S G等の非財務的要素を考慮した投資について、中期目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から所要の取組を行うとともに、法人に求められる基本的考え方に則って行っているかについて継続的に検証を行いつつ取り組むことが望まれる。

評価項目	評価（案）
I - 7 法人の業務運営を支える人材の確保・育成・定着等 評価案：A	＜評定に至った理由＞ 中期目標においては、運用の多様化・高度化やリスク管理の高度化、業務のデジタル化等に対応し、長期的・安定的な業務運営を確保するため高度で専門的な人材をはじめ必要な人材の確保・育成・定着を図ること、報酬水準・体系について適時適切な見直しを行うとともに、キャリアパスの整備等、人材の受入に伴う環境整備を図ること、研修の実施等により、法人の役職員の業務遂行能力の向上や従業員エンゲージメントの向上を目指すこと、多様な人材が活躍できる勤務環境の整備を推進し、特に女性の活躍を推進するための取組を一層強化すること等としている。 これに対し、法人においては、法人の運用業務を将来にわたり支えるため、業務運営を担う人材の確保・育成・定着に注力するため、<u>既存の人事機能を強化した人事部を2026（令和8）年1月に新設し、組織的かつ継続的に人材確保・育成・定着に関する人事戦略を立案及び推進するための組織体制を整備した。</u> また、組織体制の整備と並行して ・ <u>人材の確保</u>については、将来の新卒採用につなげるため、学生向けの業務体験プログラムを実施したほか、ホームページや法人説明会を通じてG P I Fの業務の社会的意義や業務を通じて得られる経験や能力を積極的に発信するなど、積極的な採用及び人材確保につながる取組を実施 ・ <u>人材の育成</u>については、新人研修やマネジメント向上のための研修など<u>階層別の研修を実施</u>するとともに、職員の資質向上を目的とした<u>運用専門職員による研修を実施</u>したほか、<u>専門資格取得の支援</u>を行い、職員の育成につながる取組を実施 ・ <u>人材の定着</u>については、従来の継続雇用制度を改善した<u>シニアスタッフ制の運用を開始</u>するほか、社内コミュニケーションの強化を通じたエンゲージメント向上にも取り組むとともに、現状を客観的かつ定量的に把握することを目的として<u>エンゲージメントサーベイ導入に着手</u>し、職場の定着や環境整備につながる取組を実施した。 これらの取組の結果、<u>2026（令和8）年4月1日時点の職員数は217名</u>となり、人材確保の面においても着実な前進が見られた。（2025（令和7）年4月1日時点の職員数は187名） （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 7 法人の業務運営を支える人材の確保・育成・定着等 評価案：A	以上のような人材の確保・育成・定着の取組と組織体制の整備は、両者が相まって組織力の向上を図り、<u>専門性の高い組織として持続的な発展につながる重要な意義を有するものである</u>。これらの法人の業務運営を支える必要な人材の確保・育成・定着等に資する取り組みは、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、専門的な人材をはじめ業務運営を支える人材の確保・育成・定着、人材マネジメントの強化に継続的に取り組むことが望まれる。 また、新卒採用に取り組む等中長期的な観点から必要な人材を確保するよう努めているところ、優れた人材の採用・定着に向けて、引き続き、女性活躍推進への取組を含め多様な人材が活躍できる就労環境の整備をはじめ、採用状況や民間企業の労働条件を踏まえた給与体系等の労働条件の検証とともに、法人の使命、働きがい等の効果的なアピールに取り組んでいくことが望まれる。

評価項目	評価（案）
I - 8 業務のデジタル化の推進 評価案：S	＜評定に至った理由＞ 中期目標においては、運用の多様化・高度化や運用リスク管理の高度化、業務の効率化等の観点から、I T分野における専門人材の確保・育成等を進め、運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務のデジタル化を一層推進すること、組織として戦略的に業務のデジタル化を推進するための機能の強化を図ること、情報セキュリティ対策の有効性を評価し当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること等としている。 これに対し、法人においては、運用の高度化及び業務の効率化・安定化を支える基盤として、法人全体の業務のデジタル化を戦略的に推進するため、新たな業務基盤システムである「<u>共通業務基盤</u>」（新たなL A N系基盤システム）及び「<u>運用業務基盤</u>」（投資データの管理等の業務系基盤システム）の運用開始に向けた構築及び検証を完了し、各既存ツールやシステムとの接続連携を密に確認しながら、運用開始に向けた必要な準備を着実に完了させた（当該基盤は2026（令和8）年3月30日から稼働を開始）。 併せて、体制整備については、法人全体のI T機能を統括する情報管理体制とセキュリティ体制の両面において、 ・ 核となる専門性の内製化やシステムに関する外部委託先管理を担う体制を強化するため、<u>情報管理部の再編（2026（令和8）年4月）に向けた準備を実施</u> ・ 業務の高度化に伴う情報化を適切に推進・支援できる体制を構築するため、I T関連人材の育成を目的とした<u>I T育成計画を新たに策定</u> ・ 「共通業務基盤」及び「運用業務基盤」の構築に当たり、<u>ゼロ・トラストを前提とした堅確なセキュリティ対策を実施した。</u> また、体制整備が実効性ある形で機能を発揮できるように、 ・ <u>情報セキュリティ関連規程類について、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準の体系に沿って見直しを行い、統一基準群と法人内の規程・細則・要綱との関連性が明確となるよう整理。</u> ・ <u>eラーニングによる研修等を実施し、さらに、標的型攻撃メール訓練や自己点検を通じて、日常的に対策が有効に機能していることを確認した。</u> （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 8 業務のデジタル化の推進 評価案：S	これらのシステム基盤と組織体制面の整備により、 ・ 分断されたネットワーク環境の中で各種外部サービスを個別に利用していた状態から、<u>一つの端末から各種外部サービス利用が可能となるなど、運用業務が円滑化。</u> ・ <u>データに基づく投資判断を行うためのデータ基盤整備と、投資判断の過程・記録を保存・管理する環境整備を実現。</u> ・ <u>各ファンドへの回収・配分業務のためのアプリケーションを内製開発・実装化の実現。</u> ・ <u>各ファンドのモニタリング分析に必要な基盤の整備等の実現。</u> 法人の業務効率化、業務継続性及びシステム運営の安定性向上が実現した。 以上のような業務のデジタル化の推進等の取組については、更なる運用の高度化を見据えたシステム基盤の構築、組織体制・人材育成・セキュリティ統制を含む包括的な基盤整備を着実に進めており、これらの取組は、<u>今後の運用高度化及び業務効率化を支える重要な基盤を形成するものであるから、非常に高く評価できる。</u> 新たな取組を実施していることも踏まえ、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、運用の多様化・高度化や運用リスク管理の高度化、業務の効率化等の観点から、中期目標を踏まえた業務のデジタル化の推進に取り組むとともに、システムに係る情報セキュリティや機密情報の取扱いを含めた情報管理等に取り組むことが望まれる。

評価項目	評価（案）
I - 9 情報発信・広報及び 透明性の確保 【重要度 高】 評価案：A	＜評定に至った理由＞ 中期目標においては、国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むこと、その評価や効果の把握・分析に努めること、年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等について年度の業務概況書等の公開資料を工夫すること等により国民に分かりやすく説明すること、スチュワードシップ責任を果たすための活動やE S G投資及びオルタナティブ投資について分かりやすく情報発信すること等としている。 この事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。 これに対し、法人においては、以下の通りオウンドメディアを積極的に活用し「顔の見える」広報をはじめ広報活動に取り組んだ。これらは、第5期中期計画策定の際にまとめた広報方針を踏まえた情報発信の強化と透明性の向上に資する取組である。 ・ <u>公式YouTubeを活用した広報の充実</u> 動画作成を内製化しており、引き続き機動的に情報を発信した。これまで公表した動画（管理運用業務担当理事兼C I Oが各四半期の運用実績やトピックを分かりやすく紹介する「G P I F 吉澤C I Oに聞いてみよう」等）の続編に加え、「教えてG P I F（じーぷ）先輩」シリーズや「G P I F クイズ」などを新たに作成・公表する等、発信回数を増加（32回。過去最高） ・ <u>公式Xを活用した広報の強化</u> 年金積立金の役割や累積収益、長期分散投資の効用等を継続して紹介するとともに、身近な投稿の充実として「～の日」シリーズの強化等、<u>原則全営業日発信</u> ・ <u>公式ホームページを活用した広報の強化</u> 若年層の閲覧を意識した特設サイト「教えて！GPIF先輩のホームルーム」を新設するなど、<u>コンテンツを充実</u> ・ <u>スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S G投資に関する情報発信</u> 「スチュワードシップ活動報告」、「2024年度サステナビリティ活動報告書」（8回目の刊行）を公表【I - 6 参照】 ・ <u>情報チャンネルの拡充</u> 若年層や女性層への情報発信を強化する観点から、新たな媒体としてInstagramの運用開始に向けた準備を完了。 （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 9 情報発信・広報及び 透明性の確保 【重要度 高】 評価案：A	さらに、<u>役職員の登壇も強化し、年度合計で44回の登壇を行った</u>。役職員が様々な機会を通じて直接発信する取組は、<u>法人の年金制度における役割、運用の高度化及びサステナビリティ投資等の理解に資する取組である</u>。 なお、以下の状況を踏まえると、年金積立金運用に関する理解を深めるための法人の取組が一定の効果を上げていることがうかがえる。 ・ <u>公式ユーチューブ動画の登録者数は1万人超</u> ・ <u>公式Xのフォロワー数の増加</u> ・ <u>年金制度における法人の役割への理解がメディアに浸透し、年金積立金運用が長期国際分散投資であること等を踏まえた報道ぶりが継続</u> ・ <u>広報効果測定調査の結果において、法人を認知している人のうち「GPIFの取組を信頼できる」と回答した割合の増加（令和6年度：37.9%→令和7年度：40.7%）</u> 以上のような情報発信・広報等の取組は、広報の基本的方針に基づいて新規の取組や工夫を含めて効率的・効果的に中期目標が求める情報発信・広報活動の一層の充実等に取り組んだものであり、<u>年金積立金運用に関する国民の理解・信頼に資するものであった。中期目標において重要度が高いとしている目標であることや新たな取組を実施していることも踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。</u> ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、年金積立金の管理及び運用に関する国民の一層の理解と信頼に資するよう、国民に対する情報発信・広報等の一層の充実に努めるとともに、法人の情報発信・広報等の効果の評価・分析に継続的に取り組むことが望まれる。

評価項目	評価（案）
I 年金積立金の管理及び運用業務 評価案：S	＜評価に至った理由＞ 法人は、年金積立金の管理運用を行い、その収益を国庫に納付することにより年金事業の運営の安定に資することを目的としているところ、 ・ 評価項目9項目のうち、年金事業の運営の安定又は効率的な運用に主要な役割を果たすことから<u>重要度が高いとしている4項目中2項目（「I-4 運用受託機関等の選定、評価及び管理」、「I-5 リスク管理」）を含む4項目について、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（項目別評価「S」）。</u> ・ また、<u>重要度が高いとしている2項目（「I-2 基本的な運用手法及び運用目標」、「I-9 情報発信・広報及び透明性の確保」）を含む5項目について、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（項目別評価「A」）。</u> 内外債券の金利の上昇とともに株価の変動が大きく、ボラティリティが高い（値動きが激しい）市場環境が続いた2025（令和7）年度において、巨額の年金積立金の管理及び運用業務を行う法人は、 ・ 基本ポートフォリオに基づいて<u>資産配分の見直しやリスク管理等を着実かつ円滑に実施し、</u> ・ 安定的に収益を獲得できるポートフォリオを構築するため、<u>更なる収益の源泉の多様化に資する取組</u>を行いつつ、 ・ <u>資産全体で、収益率+16.47%、収益額約41.4兆円（累計収益額約196.9兆円）の収益を達成するとともに、</u> ・ <u>4資産中2資産での超過収益率を確保（国内債券+0.26%、外国債券+0.17%）する等の成果を挙げており、</u>年金財政の維持・安定に貢献する高い成果である。 このほか、<u>スチュワードシップ活動やE S G等を考慮した投資に関する新たな取組をはじめとした長期的な収益確保のための多様な取組や情報発信・広報の強化等も着実に実施し、運用の高度化及び業務の効率化・安定化を支える基盤として法人全体の業務のデジタル化も推進している。</u> 法人の年金積立金の管理及び運用業務に関する各評価項目の評価及び総合的評価を踏まえ、法人の年金積立金の管理及び運用業務全体については、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。 （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I 年金積立金の管理及び運用業務 評価案：S	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、中期目標の達成に向けて、年金積立金の管理及び運用業務を適切に行うことが望まれる。

評価項目	評価（案）
Ⅱ-1 効率的な業務運営体制の確立 評価案：A	＜評価に至った理由＞ 中期目標においては、組織再編及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行うことにより効率的な業務運営体制を確立すること、業務運営の効率化に伴う経費節減、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること等とされている。 これに対し、法人においては、 <u>コンプライアンス室の新規設置（2025（令和7）年9月）、人事部の新設（2026（令和8）年1月）、情報管理部の再編（2026（令和8）年4月）に向けた準備といった組織再編を行った。</u>これらの組織再編は、中期目標にある効率的な業務運営体制の実現において不可欠である内部統制機能、人事機能、情報化推進機能の強化に資する取組である。 また、組織再編のほか、 ・ <u>内部統制機能</u>については、コンプライアンス室において、<u>コンプライアンス・プログラム（年度計画）を策定するとともに、当該プログラムに基づくコンプライアンス研修を計画的に実施するなど、コンプライアンス・リスク管理の高度化に向けた取組を推進【I-5、IV-1参照】</u> ・ <u>人事機能</u>については、人事部において、研修計画の策定やより働きやすい勤務制度の導入等、今後の制度改善に向けた検討や準備を進め、<u>人事戦略の立案体制を構築【I-7参照】</u> ・ <u>情報化推進機能</u>については、情報管理部において、2026（令和8）年4月以降の新システム基盤の運用に合わせ、<u>法人内システムの全体最適を見据えた統括管理を推進するとともに、IT分野における専門性知識、ノウハウの内製化を進め、システムに関する外部委託先管理を行う体制を整備した。【I-8参照】</u> 組織再編と各機能の強化を通じて、運用の高度化・多様化に伴う業務の複雑化に的確に対応し、持続的な組織運営を可能にする体制強化を行った。 また、業務運営の効率化に伴う経費節減について、一般管理費及び業務経費の合計額は、<u>令和6年度と比較して、1.33%の節減を行っているほか、契約の適正化についても、調達等合理化計画において定めた「重点的に取り組む分野」及び「調達に関するガバナンスの徹底」に係る取組実績が、それぞれの評価指標に照らしてなされており、適切に取り組まれている。</u> （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
Ⅱ-1 効率的な業務運営体制の確立 評価案：A	以上のような効率的な業務運営体制の確立の取組は、<u>法人の持続的かつ効率的な業務体制の構築に大いに寄与したものと評価でき、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。</u> ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、業務の実情に即した組織編成及び人員配置の見直し等効率的な業務運営の確立に取り組むこと、組織体制の拡大を行う場合には経営委員会の関与の下で必要性等の精査を十分に行った上で進めることが望まれる。
Ⅲ-1 財務内容の改善に関する事項 評価案：B	＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、年金積立金が国民から納付された保険料の一部であり、将来の年金給付の貴重な原資となるものであることを踏まえ、引き続き、予算を適正に作成し執行するとともに、予算の執行状況を適切に分析し、経営委員会において報告及び議論を行った上で次年度予算案を策定するP D C Aサイクルの取組を強化することが望まれる。
Ⅳ-1 その他業務運営に関する重要事項 評価案：B	＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、運用の多様化・高度化が進展する中、長期的かつ安定的な運用に資するよう、引き続き、業務執行の透明性・公正性の確保、内部統制・コンプライアンスの一層の充実強化、国民から信頼される組織体制の確立、調査研究業務について年金積立金運用の目的に即して行うとともに費用対効果の検証を含めてP D C Aサイクルの取組を強化すること等に取り組むことが望まれる。